

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 資源循環局 業務課資源化係 担当 者 <sup>ふりがな</sup> 岩崎 <sup>イサキ</sup> 電話 671-3819
------	------	-----	---

## 設 計 書

- 1 委託件名 プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託
- 2 履行場所 横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 横浜市保管施設  
(J&T環境株式会社 横浜プラスチックリサイクル工場)及び受託者施設
- 3 履行期間  
又は期限  期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで  
 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項  
.....  
.....  
.....
- 6 現場説明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委託概要  
 本委託は横浜市のプラスチック製容器包装保管施設の一つ  
 である、J&T環境株式会社横浜プラスチックリサイクル工  
 場から、横浜市内の一般家庭から分別排出されるプラスチッ  
 ク製容器包装を中間処理(異物・除去)し、圧縮梱包したベ  
 ールのうち、いわゆる市町村負担分を引取り、受託者施設ま  
 で安全かつ適切に運搬し、再商品化を行うものである。  
 .....





# プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託仕様書

## 1 委託概要

本委託は、横浜市のプラスチック製容器包装の保管施設の一つである J & T 環境株式会社横浜プラスチックリサイクル工場(以下、「保管施設」という)から、横浜市内の一般家庭から分別排出されるプラスチック製容器包装を中間処理(異物除去)し、圧縮梱包品化したもの(以下、「ペール」という)のうち、いわゆる市町村負担分を引取り、受託者施設まで安全かつ適切に運搬し、再商品化を行うものである。

## 2 履行場所

### (1) 保管施設

横浜市鶴見区末広町二丁目 1 番 8

J & T 環境株式会社 横浜プラスチックリサイクル工場

### (2) 再商品化施設

受託者施設

## 3 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

なお、受託者が令和 3 年 3 月 31 日までに保管施設から引き取ったプラスチック製容器包装について、受託者は、その全量について遅くとも令和 3 年 6 月 30 日までに再商品化及び再商品化後の販売を完了しなければならない。当該再商品化及び販売が完了するまでの間は本契約の規定がその効力を有する。

## 4 履行日

### (1) 引取日

受託者が保管施設から引取りを行う日は月曜日から土曜日までとし、日曜日及び年始期間は休日とする。

なお、年始期間の休日は委託者の指定する期間とする。

ただし、受託者が特別な事情により日曜日に引取を行う場合は、事前に委託者と協議を行うものとする。

### (2) 日程調整

受託者は、搬出日程について保管施設と事前に調整し、円滑な引き取りに努めなければならない。また、受託者は、保管施設との事前調整結果を、横浜市に報告しなければならない。

### (3) 引取時間

受託者が保管施設から引取(積込、搬出、計量を含む)を行う時間は、下記のと

おりとする。

8時30分から12時00分まで、及び13時00分から15時30分まで

なお、詳細な時間については、保管施設の搬入出車両等の作業の妨げとならぬよう、受託者が保管施設と事前に調整し、決定するものとする。

## 5 予定数量（概算）

477 t

なお、予定数量は概算であり、契約締結後、受託者は委託者及び保管施設と引取回数等について相互に連絡調整を行いながら、再商品化対象物の引取を実施しなければならない。

## 6 業務内容

### (1) ベール種類等

委託者は横浜市内の家庭から排出され、分別収集したプラスチック製容器包装について保管場所で中間処理(異物除去、圧縮梱包等)を行った再商品化対象物を下記仕様のベール状にして受託者に引き渡す。

ア ベール1個あたりの平均寸法

1 m×1 m×1 m(平均体積は約1 m<sup>3</sup>)

イ ベール1個あたりの平均重量

1個あたり約300kg

ウ バンド種類等

PPバンド(8本)、内側透明フィルム巻

### (2) 搬出・運搬車両、人員

ア 受託者が再商品化対象物を搬出・運搬に使用する車両は、整備良好かつ有効な車検証等を有する10 t ウイング車で、かつ保管施設の計量器において計量可能な車両でなければならない。

保管施設計量器 全長8 m・全幅3 m、最大秤量30 t

イ 車両及び人員は受託者が調達し、資格を有する運搬作業は、必ず当該資格の有資格者が行わなければならない。

### (3) 積込・搬出作業

ア 受託者は、保管施設の再商品化対象物を受託者自らが受託者の車両に積み込むものとする。

イ 受託者の車両に積み込むための積込用機材については、受託者は保管施設所有の下記機材を使用できるものとする。

保管施設で受託者が利用可能な積み込み機材 クランプ2台

ウ 受託者の車両に再商品化対象物を積み込む際には、イの機材の使用に必要な資格を有する作業者が作業するものとする。

エ 受託者は、受託者の車両に再商品化対象物を積み込む際には、委託者及び保管施設管理者の指示に従うとともに、安全に最大限留意しなければならない。

オ 受託者は、本契約に係る受託者の運搬車両等に積載可能重量等を超えて積荷等を載せてはならない。仮に、本契約に係る受託者の運搬車両等が積載可能重量等を超えて運搬等をした場合等は、その責は受託者によるものとする。

カ 受託者は、保管施設で行う再商品化対象物の搬出作業は、本仕様書に規定する時間内に終えなければならない。

なお、特別な理由がある場合は、委託者の指示により再商品化対象物積込・搬出作業に係る時間や方法等を変更することがある。この場合、受託者はその指示に従わなければならない。

キ 年始期間や年度末等、搬出量の増加が想定される場合には、委託者において、受託者に再商品化対象物の引渡回数の増加を依頼する等、特別な対策を実施する場合がある。受託者は委託者の年始や年度末等の繁忙期対策に率先して協力するとともに、委託者からの依頼があった場合には、引渡回数の増加や速やかな搬出等に対応すること等、委託者からの指示に従わなければならない。

ク 受託者が、受託者の責により本契約の対象となる再商品化対象物の搬出ができないときには、委託者はこれを他に移動し、または保管を委託することができるものとする。

なお、この場合に要した費用は原則として受託者の負担とする。

#### (4) 計量方法等

ア 受託者は、搬出時には保管施設において空車重量と積載重量の二度計量を行わなければならない。

イ 空車重量と積載重量の差し引き量をもって、再商品化対象物の正味重量とする。

#### (5) 運搬作業

受託者は、保管施設で受託者の車両に積み込んだ再商品化対象物を受託者施設に運搬するものとする。

#### (6) 運搬経路

受託者は、再商品化対象物の運搬にあたっては、最も安全かつ効率的な経路を選択し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他関係法令等を遵守しなければならない。また、保管施設においては、委託者及び保管施設管理者の指示に従うとともに、保管施設内の制限速度等を順守し、安全に最大限留意しなければならない。

#### (7) 再商品化の手法

受託者は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第1項の規定に基づき、プラスチック製容器包装の再商品化の具体的方策として規定されている下記「プラスチック原材料等(材料リサイクル)」、「油化」、「高炉還元剤化」、「コークス炉化学原料化」、「ガス化」、「固形燃料

化」の6つの再商品化手法のうち、「固形燃料化」以外のいずれかの方策を選択して再商品化対象物の再商品化を実施しなければならない。

#### (8) 再商品化

- ア 受託者は、引き取った再商品化対象物について速やかに(7)の手法を用いて再商品化等を実施しなければならない。
- イ 受託者は、再商品化製品の品質改善に努めるとともに、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める最新の「プラスチック製容器包装再商品化製品品質規格」に準じた再商品化を行わなければならない。
- ウ 受託者は、他の再商品化事業者と同一の事業場若しくは工場内または敷地内で再商品化業務を行なってはならないものとする。
- エ 受託者は、再生処理施設またはその他の装置の故障等により、連続して2週間を超える期間操業ができないと思われる場合、遅滞なく委託者に通知し、その指示に従わなければならない。
- オ 受託者は、再生処理施設の移設、改造若しくは変更または再生処理施設に関する許可内容に変更があるときは、事前に委託者に通知するとともに、関係法令に基づく適切な手続を遅滞なくとらなければならない。
- カ 受託者は、再生処理業務の実施に関し、帳簿を備え、再商品化に係る実施基準に従い実測に基づく記録を事業場ごとに実施日に記載し、月次にまとめて1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならない。
- キ 受託者が再商品化を実施する際に発生した異物は、有価物として売却するか、または廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)を交付のうえ、産業廃棄物として処理を実施しなければならないものとする。
- ク 受託者が委託者に対し引取品質に対する改善要望を行うことができるものとするが、引取品質が良くないことを理由に委託者に対し引取拒否をすることは認められない。

#### (9) 再商品化製品

- ア 受託者は、引き取りから原則として3か月以内に、再商品化製品利用事業者に、受託者の責任において販売または引き渡さなければならない。
- イ 受託者は、引渡し未了の再商品化製品を善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとし、これらを不合理に、または正当な理由なく在庫、買戻しまたは廃棄してはならない。
- ウ 受託者は、委託者が再商品化製品利用事業者について情報の提供を求めたときは、遅滞なくその要求に応じなければならない。  
また、受託者は、受託者が再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用、加工若しくは販売状況等について、委託者が再商品化製品利用事業者に赴き直接に確認することを希望し、受託者の協力を求めたときは、遅滞なく委託者の求めに協力し、委託者の希望が適えられるよう努めなければならない。

#### (10) 再商品化等が適正に実施されなかった場合の措置

委託者が行う履行確認や提出書類の確認その他の手段を通じ、委託者が受託者に対して引渡した再商品化対象物について、受託者が本再商品化等に係る業務について適正に実施していないことまたは本仕様書に定める期間内に再商品化が実施されていないこと等が判明した場合には、委託者は受託者に対し、受託者に引渡した本契約に係る再商品化対象物のうち、適正に再商品化がなされていない数量及び本仕様書に定める期間内に再商品化が実施されていない数量(以下、「適正に再商品化等がなされていない数量」という)の部分に相当する委託代金の支払いを拒むことができるとともに、委託者は受託者に対し、適正に再商品化等がなされていない数量について、民法(明治29年4月27日法律第89号)第四一五条に規定する債務不履行による損害賠償請求を行うことができるものとする。

また、委託者が受託者に対し、適正に再商品化等がなされていない数量に相当する委託代金を既に支払っていた場合には、委託者は受託者に対し民法第七〇三条の規定に基づく不当利得の返還請求も行うことができるものとする。

#### (11) 履行確認

本委託業務が適正に行われていることを確認するために、委託者は必要な時にいつでも受託者施設内への立入調査及びその他事情聴取、書類審査等の履行確認ができることとする。

### 7 提出書類

#### (1) 「責任者選定報告書(様式1)」

受託者は、「責任者選定報告書(様式1)」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、本契約の履行期間開始日の10日前までに、委託者に対し提出しなければならない。

#### (2) 「作業従事者報告書(様式2)」

受託者は、「作業従事者報告書(様式2)」に必要事項を記載し、代表者印を押印するとともに、本契約に使用する機材で資格等を必要とするものは、該当する資格等の修了証等の写しを添付し、本契約の履行期間開始日の10日前までに、委託者に対し提出しなければならない。

#### (3) 「作業従事者変更報告書(様式3)」

受託者は、「作業従事者報告書(様式2)」で届出をした作業従事者を変更する場合は、「作業従事者変更報告書(様式3)」に必要事項を記載し、代表者印を押印するとともに、本契約に使用する機材で資格等を必要とするものは、追加または変更した部分に該当する資格等の修了証等の写しを添付し、作業従事者変更予定日の10日前までに委託者に対し提出しなければならない。

#### (4) 「使用車両届出書(様式4)」

受託者は、本契約に係る再商品化対象物を搬出・運搬に使用する車両等について「使

用車両届出書(様式4)」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、「自動車検査証」の写しを添付し、本契約の履行期間開始日の10日前までに、委託者に対し提出しなければならない。

**(5) 「使用車両変更届出書(様式5)」**

受託者は、「使用車両届出書(様式4)」で届出をした車両を変更する場合は、「使用車両変更届出書(様式5)」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、追加する車両については、当該車両の有効な「自動車検査証」の写しを添付し、車両変更予定日の10日前までに委託者に対し提出しなければならない。

**(6) 工程表及び着手届**

受託者が適正な「責任者選定報告書(様式1)」、「作業従事者報告書(様式2)」及び「使用車両届出書(様式4)」を本契約の履行期間開始日の10日前までに委託者に提出することをもって、受託者は廃棄物処理委託契約約款第二条2に規定する工程表の提出及び同第三条に規定する着手届出書の提出を省略できるものとする。

ただし、委託者が提出を求めた場合には、この限りではない。

**8 作業報告書及び確認**

**(1) 実績報告の事前確認**

受託者は、月毎の運搬実績その他必要事項を「プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託受入月報(様式6)」に記載し、当月分の翌月の月初2営業日までに委託者に対してFAXまたE-mailにて送付し、その記載内容について委託者の事前確認を受けなければならない。

**(2) 「プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託 受入月報(様式6)」**

受託者は、委託者の事前確認を受けた「プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託 受入月報(様式6)」の原本に代表者印を押印のうえ、当月分の翌月の月初10日以内に、委託者に対し提出しなければならない。

**(3) 「プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託 生産管理月報(様式7)」**

受託者は、「プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託 生産管理月報(様式7)」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、当月分履行完了後3か月以内に委託者に対しを提出しなければならない。

**(4) 「委託業務完了部分確認請求書(様式8)」**

受託者は、当月分の「委託業務完了部分確認請求書(様式8)」に必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、「受入月報(様式6)」に添付して当月分の翌月の月初10日以内に提出しなければならない。

**(5) 保管義務**

受託者は、本契約に係る各種報告書や計量伝票を本契約の履行期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

**(6) 再商品化等に係る業務記録の保管義務**

受託者は、本契約に係る再商品化等に係る業務の実施に関し、帳簿を備え、再商品化に係る実施基準にしたがい実測に基づく記録を事業場、実施日ごとに記載し、月次にまとめて本契約の履行期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

#### (7) 自社利用に係る帳簿等の保管義務

受託者は、自社利用の場合、再商品化製品の利用に係る部門または工程間の移動または振替、再商品化製品利用製品の販売及び在庫等について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約の履行期間後に閉鎖し、閉鎖後5年間保管しなければならないものとする。

#### (8) 開示義務

受託者は、委託者から、(5)から(7)に係る情報の開示を求められたときは、本契約期間終了後であっても遅滞なくその要請に応じなければならない。

### 9 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知り得た情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。

### 10 緊急事態発生時の対応

#### (1) 緊急連絡網の作成

受託者は、本市と協議の上、緊急連絡網を作成し、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理対策に努めること。

#### (2) 緊急事態の体制

受託者は、地震、台風等による災害発生時等の緊急事態（以下、「緊急事態」という）であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。

#### (3) 緊急事態の連絡体制

受託者は、緊急事態が発生した場合の運搬作業等について、本市の指示に従うこと。

特に市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに業務課へ連絡することとし、業務従事者の安否状況、運搬車両の被害状況、運搬状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう状況を把握しておくこと。

電話等での連絡ができない状況の場合には、翌稼働日の稼働時間前までに業務課へ参集する等して、連絡を取ること。

### 11 契約の解除

本市は、受託者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合や、本仕様及び本約款等に違反した場合、契約を解除することができる。

### 12 その他

#### (1) 事故発生時の対応

受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。また、速やかに「交通事故報告書」（様式9）を使用して書面にて本市に報告すること。

**(2) 損害の賠償**

受託者が本契約に係る作業の遂行中等において、受託者の責に帰すべき事由により第三者、本市施設、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、受託者は直ちに本市に通報しなければならない。また、受託者は、本市の指示に基づき、損害箇所の復旧、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

**(3) 契約の条件**

この契約は、令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定する。

**(4) 疑義の協議**

本業務の履行に関して疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ決定することとする。

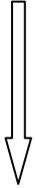
**13 適用文書**

受託者は、本業務を遂行するに当たり、別記「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。なお、この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。

## 事故における対応について(委託業者)

### <大まかな流れ>

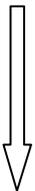
事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

### <具体的取組事項>

- 業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
- 現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

- 事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。  
(電話連絡を行うこと)

### <把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

### ○連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

- 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。
- ・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等を取りまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。

(様式 1)

年 月 日

## 責任者選定報告書

横浜市契約事務受任者

受託者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

次のとおり下記契約に係る責任者を定めたので、報告します。

契約件名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託
責任者氏名	
電話番号	
電話番号（携帯）	
FAX番号	
eメールアドレス	

伝票の確認作業や支払い業務などを担当される経理責任者がいらっしゃる場合記入してください。

氏名	
電話番号	
FAX番号	
eメールアドレス	

# 作業従事者報告書

横浜市契約事務受任者

受託者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

下記契約に係る作業従事者について、次のとおり報告します。

契約件名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託		
作業従事者（下記の枠に記載）			
氏 名	担 当	保有資格（取得年月日）	年齢

- ※ 氏名はフルネームで記入してください。
- ※ 本契約の履行期間開始日の10日前までに本様式の原本を横浜市に提出してください。
- ※ 業務に使用する機材で資格等を必要とするものは、当該資格の修了証等の写しを添付してください。

# 作業従事者変更報告書

横浜市契約事務受任者

受託者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

下記契約に係る作業従事者について、次のとおり変更を行います。

契約件名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託			
作業従事者（下記の枠に記載）				
氏 名	担 当	年 齢	保有資格（取得年月日）	追加・削除
				追加・削除

※ 氏名はフルネームで記入してください。

※ 変更予定日の10日前までに本様式の原本を横浜市に提出してください。

※ 業務に使用する機材で資格等を必要とするものは、追加または変更した部分の修了証等の写しを添付してください。ただし、削除については添付する必要はありません。

# 使用車両届出書

横浜市契約事務受任者

受託者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり届出します。

契約件名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車 種	車両総重量	最大積載量	備 考

- ※ 本様式に記載した車両の有効な「自動車検査証」の写しを必ず添付してください。
- ※ 本契約の履行期間開始日の10日前までに本様式の原本を横浜市に提出してください。

年 月 日

# 使用車両変更届出書

横浜市契約事務受任者

受託者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用車両について、次のとおり変更をします。

契約件名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託			
変更する使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車 種	車両総重量	最大積載量	備 考 (追加・削除等)
				追加・削除

※ 本様式に記載した車両のうち、追加する車両については、当該車両の有効な「自動車検査証」の写しを必ず添付してください。ただし、(様式4)「使用車両届出書」に記載した車両を削除する場合には、必要ありません。

※ 車両変更予定日の10日前までに本様式の原本を横浜市に提出してください。

年 月 日

# プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託 受入月報

受託者 住所  
名称  
代表者職氏名

印

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

日	曜日	横浜市鶴見区末広町二丁目1番8 横浜市保管施設 (J&T環境株式会社 横浜プラスチックリサイクル工場)	
		台数(単位:台)	搬入量(単位:トン)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			

受託者は、月毎の保管施設ごとの運搬実績及び合計実績を本様式に記載し、当月分の翌月月初2営業日までに本様式をFAX等で横浜市に送付し、横浜市の事前確認を受けてください。事前確認を受けた本様式の原本を、「(様式2)委託実施報告書」を添付し、当月分の翌月月初10日以内に横浜市に提出してください。

## プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託 生産管理月報

横浜市 長

受託者

住所

名称

代表者職氏名

印

プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託に係るプラスチック製容器包装について、次とおり再商品化しましたので、仕様書に基づき報告します。

年 月分

## 1 製品製造関係

(1) 製造量		kg
(2) 販売量 (販売先)	kg	( )
	kg	( )
(3) 在庫量		kg

## 2 廃棄物関係

(単位: kg)

	発生量	搬出量	搬出先	保管量
(1) 可燃性廃棄物				
(2) 不燃性廃棄物				
(1) + (2) 合計				

## 3 製品収率及び廃棄物発生量関係

製品収率	%	(小数点以下第3位を四捨五入)
原料投入量	kg	
廃棄物発生率	%	(小数点以下第3位を四捨五入)

※製品収率 = (製品製造量 / 原料投入量) × 100

※廃棄物発生率 = (廃棄物発生量 / 様式1の受入量合計)

本様式を当月分履行完了後3か月以内に横浜市に提出してください。

(様式8)

## 委託業務完了部分確認請求書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

受託者 所在地

名 称

代表者  
職 氏 名

印

横浜市廃棄物委託契約約款の規程により、下記契約に係る履行完了部分の確認を請求します。

委 託 名	プラスチック製容器包装市町村負担分再商品化委託
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	
完 了 部 分	

## 事故報告書

委託件名 \_\_\_\_\_

業者名 \_\_\_\_\_

事故発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃 天候		
事故発生場所 (住所等)			
当 方		相 手 方	
運転手 又は 当事者	(氏名)  歳	運転手 又は 当事者	(氏名)  歳
同乗し ていた 職 員	(氏名)  歳	(会社名)  所在地 電話番号	
車 両 番 号		車両番号 車種	
被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)		被 害 程 度 (破損状況 怪我状況)	
立 会 従業員		立 会 警察官	
処理及び その後の 交渉経過			
指導及び 職場への 周知等			